



新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金（新規）



【R2.4月補正予算額 4,572百万円】

産業戦略部産業政策課金融G（029-301-3530）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減して廃業や倒産が懸念される中小企業・個人事業主に対し、県と市町村が協調して事業の継続を支援するための新たな貸付制度を創設します。

【概要】

新規貸付枠	4,400百万円	貸付機関	茨城県
貸付対象者	引き続き1年以上事業を営み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、次の要件のいずれにも該当する中小企業等 ア 売上高等が前年同期と比べ50%以上減少 イ 公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと		
貸付限度額	200万円/事業者		
貸付期間	10年以内（据置5年以内）※10年を限度に1回の延長可		
貸付利率	無利子		
担保	無担保		
協調割合	県3/4, 市町村1/4 ※県と市町村による協調貸付		